

元気向上通所サービス（元気デイ）のサテライト設置についての指針

1. 設置の要件

(1) 設置できる区域

久留米市内

(2) 元気デイ本体事業所と設置数

1の元気デイ本体事業所につき、元気デイサテライト事業所の数は、2か所以内とする。

(3) 本体事業所との距離

- ・元気デイ本体事業所と元気デイサテライト事業所の距離は、緊急時等に駆けつけることができる範囲とし、原則として自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の距離であること。
- ・元気デイ本体事業所と元気デイサテライト事業所が同一建物にないこと。

(4) 提供時間

元気デイサテライト事業所での1単位のサービス提供時間は、2時間以上3時間未満とする。

(5) 通所介護サテライト事業所への元気デイサテライト事業所の設置

通所介護サテライト事業所には、元気デイ本体事業所及び元気デイサテライト事業所は設置することはできない。(別紙の考え方を参照)

2. 人員基準

人員	元気デイ本体事業所	元気デイサテライト事業所
管理者	1人 ※利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、通所介護事業所との兼務可	1人 ※利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、元気デイ本体事業所との兼務可
生活相談員	配置不要	
介護職員	それぞれが元気デイの人員基準を満たすこと。 ※サービス提供時間帯を通じて1人以上。利用者の数が15人までの場合は1人以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除した数に1を加えた数以上。	
看護職員	配置不要	
機能訓練指導員	1人 ※利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、通所介護事業所との兼務可	1人 ※利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、元気デイ本体事業所との兼務可

3. 設備基準

- ・ 食堂及び機能訓練室を合計した面積が元気デイサテライト事業所の利用定員1人につき2.3㎡以上であること。
- ・ 静養室、相談室及び事務室の設置は不要であること。
- ・ 地域のコミュニティセンターなどの既存施設での提供を可能とするが、サービスの提供時間を通じてその場所を占有する必要がある。(設置の届出時に、施設の利用許可書などを添付する。)

4. 運営基準

- ・ 管理者は、元気デイサテライト事業所におけるサービスの提供状況について把握するとともに適切な指導を行うこと。
- ・ 管理者は、元気デイサテライト事業所における備品の状況や衛生面等についての適切な管理を行うため、定期的に元気デイサテライト事業所を訪問すること。
- ・ 利用申込みに係る調整、サービスの提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。
- ・ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、元気デイ本体事業所と元気デイサテライト事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、元気デイサテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、元気デイ本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ・ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ・ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める元気デイ本体事業所と一体の運営規程が定められること。
- ・ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
- ・ サービス提供はそれぞれの場所で行うこと。
- ・ 利用者等に係る記録等は、元気デイサテライト事業所では保管せず、元気デイ本体事業所にて一体的に保管することとし、個人情報の紛失等がないよう十分に注意すること。

5. 元気デイサテライト事業所における加算・減算

元気デイサテライト事業所における加算・減算は次のとおり。算定にあたっては、元気デイ本体事業所と元気デイサテライト事業所のそれぞれの事業所で算定する。

(1) 加算

- ① 運動器機能向上加算
- ② 栄養改善加算
- ③ 口腔機能向上加算
- ④ 選択的サービス複数実施加算
- ⑤ 生活機能向上グループ活動加算
- ⑥ 口腔ケア加算
- ⑦ 軽度化加算

(2) 減算

- ① 同一建物減算

- ② 定員超過利用減算
- ③ 人員基準欠如減算

6. 元気デイサテライト事業所設置

(1) 設置日

元気デイサテライト事業所の設置は、毎月1日とする。

(2) 設置の届出

元気デイサテライト事業所を設置する際には、設置しようとする前月の15日（休日の場合は、翌営業日）までに、次の書類を提出するものとする。

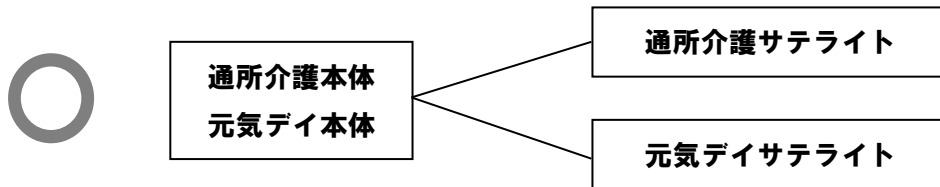
- ① 元気向上通所サービスサテライト事業所設置届出書
- ② 元気向上通所サービスサテライト事業所設置に係る記載事項
- ③ 管理者の経歴書
- ④ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（設置開始月分）
- ⑤ 従業者の資格証・登録証の写し
- ⑥ 設置場所の利用許可証（最低半年分）
- ⑦ 運営規程
- ⑧ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)

別紙

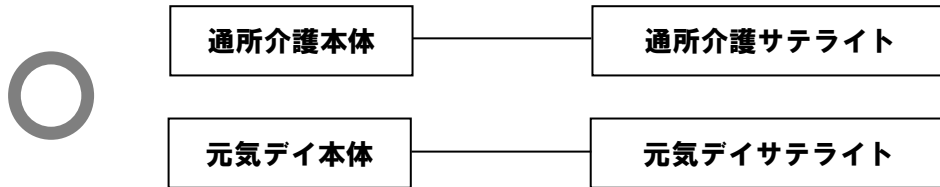
指定通所介護事業所のサテライト事業所への 元気デイサテライト事業所の設置の考え方

【実施できる形態】

通所介護本体事業所と元気デイ本体事業所は同一建物だが、通所介護サテライト事業所と元気デイサテライト事業所がそれぞれ別の建物である

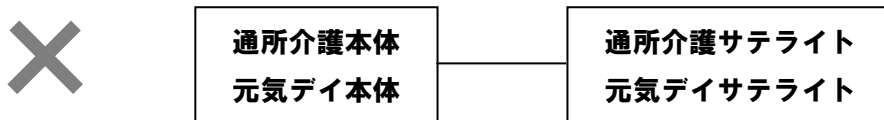


通所介護本体時要所、元気デイ本体事業所、通所介護サテライト事業所、元気デイサテライト事業所がそれぞれ別の建物

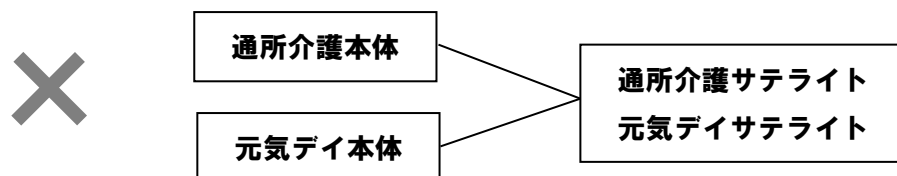


【実施できない形態】

通所介護本体事業所と元気デイ本体事業所は同一建物で、通所介護サテライト事業所と元気デイサテライト事業所も同一建物



通所介護本体事業所と元気デイ本体事業所は別の建物だが、通所介護サテライト事業所と元気デイサテライト事業所が同一建物



通所介護サテライト事業所と元気デイ本体が同一建物で、通所介護本体事業所と元気デイサテライト事業所はそれぞれ別の建物

